

新座市地域防災計画の主な修正事項 概要

令和4年11月21日

1 修正事項

非常体制の見直し

防災基本計画の修正に伴う見直し

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

令和元年東日本台風等を踏まえた見直し

事務局による見直し

2 防災基本計画の修正に伴う見直し

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

避難情報の見直し（避難勧告、避難指示の一本化等）

- 住民に避難情報を分かりやすくするため、以下のとおり変更
 - ・警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更
 - ・警戒レベル4「避難勧告」「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化（避難勧告の廃止）
 - ・警戒レベル5「災害発生情報」を屋内での安全確保や近隣の安全な建物に移動する「緊急安全確保」に変更

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
 - ・避難者の過密状態の防止
 - ・衛生管理、避難者の健康管理
 - ・避難者への感染予防・感染拡大防止への理解と協力への呼びかけ
- パーテーション等の感染症対策備蓄品の推進

2 防災基本計画の修正に伴う見直し

(3) 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

- 男女共同参画の視点から、女性の視点を踏まえた災害対策を実施することについて、計画に位置付け
- 避難所運営に当たっての女性の積極的な参画

(4) 災害ボランティアセンターの経費に対する災害救助法の適用

- ボランティアセンター活動に必要な経費について、計画上に位置付け

(5) 要配慮者の円滑な避難の確保

- 避難所となる施設の管理者と、平時から協議を行い、福祉避難スペースの確保に努めるよう計画上に位置付け

3 埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

(1) 避難行動の理解促進（避難の意味や避難行動判定フローの理解）

- 避難情報における啓発
市民に対し、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないことや、「警戒レベル4（避難指示）」でハザード内から全員避難すべきこと等、適切な避難情報の意味に関する理解の啓発を行う旨を記載
- マイ・タイムラインの作成、普及
市民一人ひとりが早めに準備を行い、的確な避難行動をとるためのマイ・タイムライン作成に関するパンフレットの作成や配布など、普及・啓発に努めるとする旨を記載

(2) 広域応援、受援体制の整備

- 令和3年3月、大規模災害発生時等に国や他の地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受入体制を記載した「新座市受援計画」を策定
- 新座市受援計画に基づき受援体制を整備することについて、修正
- 県と市町村が一体となり、県外被災市区町村に応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」について記載

3 埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

(3) 被災者支援制度の拡充

- 災害救助法が適用とならなかった県内地域の半壊世帯に対し、被災世帯の生活再建を支援する「埼玉県・市町村半壊特別給付金制度」が新設されたことを新たに記載

(4) 物資支援の充実

- 物資調達・輸送調整等支援システムの位置付け

(5) 東海地震対策に関する記載の変更

- 平成29年11月から、南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関する情報」の運用がされており、現在は「東海地震に関連する情報」の発表は行っていないため、記載を変更

(6) 埼玉県が洪水浸水想定区域等を改定したことに伴う修正

- 令和2年5月に県が、想定雨量を従来の100年に一度程度の大雨から想定最大規模降雨（概ね1,000年に一度の大雨）とし、洪水浸水想定区域を変更
⇒ 1,000年に1度の大雨を想定し、避難対象地域、避難想定人口、世帯、ハザード内の要配慮者利用施設などを修正

4 令和元年東日本台風対応等を踏まえた見直し

(1) 避難情報発令基準の改定

- 災害対策基本法の改正に基づき、避難情報の変更とともに、危機管理型水位計を導入したことから、市の設定した基準に基づき、避難情報を発令するよう記載

(2) 台風通過後における点検の徹底

- 避難情報や防災体制の解除についての的確な判断を行うため、降雨時だけでなく、降雨が終わった後も、被害状況の適切な把握が必要
⇒降雨が止んだ時点で、直ちに避難情報及び体制の解除を行うのではなく、被害や河川水位上昇がないこと等、過去の浸水実績が多い箇所を中心に、雨が止んだ後に点検を行うことについて、計画に記載

(3) 避難所施設利用計画の作成

- 令和元年東日本台風を受け、避難場所となる体育館が満員となった場合の校舎開放や福祉避難スペース、ペット避難スペース等の課題が発生
⇒令和2年度から、避難所となる小・中学校や公共施設の災害時における施設利用計画の作成を進めていることを記載

(4) 被害認定調査に係る現地調査対応班の変更

- 新型コロナウイルス感染症対策等のために、多くの対応が必要となる状況を鑑み、出動する班を変更